

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

令和6年7月発行

第 23 号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒347-0001

埼玉県加須市大越3756番地1

TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468

<https://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



稲荷木落排水路（加須市旗井地内）

「県営農地防災事業（湛水防除）により工事实施」

【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- 総代会提出議案
- 令和4年度決算報告
- 令和6年度収入支出予算
- 令和6年度賦課金等について
- 令和5年度事業の実施状況
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- お願い

令和5年度通常総代会 総代会開会あいさつ

理事長 今井 義 郎



皆様、おはようございます。理事長の今井でございます。まずご挨拶の前に新年早々、能登半島におきまして多くの方々が犠牲になり、甚大な被害があったところでございます。被災された方々、被災地域の方々に対し改めて哀悼の意を表したいと思います。

それでは、本日の総代会でございますが、まず総代の皆様には日頃より当改良区の事業、運営に対し並々なぬご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。また、本日はご多用の中、出席をいただきまして、ありがとうございます。そして本日はご来賓といたしまして、衆議院議員 野中先生、埼玉県農村整備課 吉田課長様、埼玉県加須農林振興センター 稲場所長様、独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所 羽田野所長様、皆様方には年度末のご多用のところ ご臨席をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、今年度のかんがい期につきましては、矢木沢ダム付近の積雪深も平年を下回り、4月には消雪し心配したわけでございます。そんな中、4月の降雨量は平年の40%、5月には平年の117%、6月には平年の185%と用水を最も必要とする時期を皆様のご協力をいただきながら何とか支障なく乗り切ることができました。また、かんがい期の降雨量は平年を下回っておりましたので、取水制限に関する会議も行っていたというところでございます。そして気温、日照時間につきましては、かんがい期を通じ平年を上回り、稲の育成上において、問題のあった地区等もあったかと思いますが、全体としては、大きな災害もなく何よりということでございました。そして当改良区の用水の根幹であります利根大堰の利根導水路大規模地震対策事業が平成26年から着手され、今年度に完了し、過日、完工式が行われました。施設の耐震効果が強まったことは大変喜ばしいことであり、利根導水総合事業所の羽田野所長様をはじめ職員の皆様には御礼を申し上げます。

次に、国営土地改良事業地区調査中川上流地区につきましては、5年目が終わるところでございます。この事業については、毎年本総代会にて報告させていただいておりますが、ここ数年は国、県、関係4市により調整を行ってきたところでございますが、事業費等の関係から、なかなか足並みが揃わず苦慮しているところでございました。そして事業方針の変

更もある中で、過日の会議により、ようやく足並みが揃い本格的な事業着工へ向けての幹事会、施設部会、営農部会等開いて改めて営農計画、排水計画、施設計画等事業化を進めていくものでございます。4市において、ようやくスタートラインに立ったような気がしますので、あとは事業化に向けて着々と進んでいければと思うところでございます。まずは、今のところ令和10年の事業着工に向けて進んでいきたいと思っております。

次に、令和5年度の当改良区の事業でございますが、適正化事業により久喜市中里地内にあります中里揚水機場のポンプ、電気設備の整備補修工事を実施してございます。また、こちらの揚水機につきましては、単年度においての整備補修工事ではなく、複数年での整備補修工事を予定しております。そして水路改良工事につきましては、本年度においても大掛かりな工事を実施しておりませんが、先程の中川上流地区の事業路線との兼ね合いにより実施していくところでございます。

次に、県営事業について実施している「稲荷木地区」でございますが、加須市、久喜市に跨る稲荷木落排水路を中心に三尺落排水路、沼尻落排水路の改良工事を約9,830m実施する事業でございます。現在の事業は、その流入先である稲荷木落排水路を令和4年度までに約4,440m、そして今年度においては加須市旗井地内を約107mの改修工事を進めているところでございます。今年度分の工事が終わって稲荷木落排水路については、約4,540mの工事が完了したことになりますので、全体の4割は完了したことになります。尚、この事業については令和18年度完了予定の事業でございますが、予定通りに事業が進んでいくことを望むところでございます。

次に、「島中領地区」の石綿管交換工事についてですが、令和5年度においては久喜市小右衛門地内において、約300mの工事を実施してございます。こちらの方は、令和8年度までの事業期間予定であり事業量は10.9km、そして今年度において約7.8kmの事業が完了するものでございます。今年度の改良区の事業、また県の事業につきましては、人件費の高騰、燃料費の高騰そして工事資材の入荷の心配等いろいろと苦慮するところがありましたが、何とか完了する見込みでございますので安堵するところでございます。

以上、今年度の事業について説明させていただきましたが、農地を取り巻く環境については、年々厳しい状況になりつつあると感じているところでございます。まずは、事業費の関係の賦課金収入であります、ここのところ一世帯一家屋という状況が見えたとおり農地の開発が衰えるところがありません。このまま農地転用が進むと当然賦課金収入が減っていくわけでございます。収入が減っていく中、こういった開発に伴い施設管理の体制も変わってきているのが現状であります。施設に対し危険だから、また、環境を損ねる等、水路の改修、修繕以外にも苦慮することが多々ございます。そして以前では考えられませんでした、農地離れにより相続登記をしないということがあります。この関係については、用地買収等時に大変困ることもあり、国の制度改革により令和6年4月から義務化となり、登記をしないと罰則が科せられることになったのです。これは、耕作放棄地になりうる農地に対しても管理機構への加入等、何かしらの抑制に繋がるものと思います。現在、農地の国への帰属制度についても耕作放棄地の抑制に繋がるものとするものと考えております。農業の主である農地、また改良区からとすると根本的なことをこまめに何かしらの対策を講じないといけないというのは大変残念な

思いであります。今後も米価の極端な高騰を望むわけではありませんが、魅力ある米作り、そして魅力ある農業に更なる発展を望むところであります。そして、今後も土地改良区の運営につきましては努力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、総代の皆様方のご健勝をご祈念申し上げますとともに、引き続きご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



総代会提出議案

- 議案第 1 号 令和4年度事業報告書、一般会計収入支出決算及び財務諸表の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 令和5年度専決処分の承認について
- 議案第 3 号 定款の一部改正について
- 議案第 4 号 規約の一部改正について
- 議案第 5 号 諸規程の一部改正について
- 議案第 6 号 令和6年度賦課金・徴収期間・徴収方法等について
- 議案第 7 号 令和6年度陸田等用水使用料及び徴収期間について
- 議案第 8 号 令和6年度地区除外に伴う決済金について
- 議案第 9 号 令和6年度一般会計収入支出予算について
- 選挙第 1 号 役員補欠選挙について



(議案採決)

役員補欠選挙の結果について

第8区の理事に欠員が生じておりましたが、令和6年3月28日の総代会にて補欠選挙を行い次の方が当選されました。

選挙区	地区名	氏名
第 8 区	大越	野中 厚

令和4年度 決算報告

令和4年度 収支決算書

貸借対照表

【一般会計】 令和5年5月31日現在（単位：円）

収入の部		支出の部	
1. 土地改良事業収入	283,411,958	1. 土地改良事業費支出	167,900,619
2. 附帯事業収入	49,444,772	2. 附帯事業費支出	0
3. 基本財産運用収入	4,894,990	3. 一般管理費支出	104,859,455
4. 特定資産運用収入	76,578	4. 土地改良事業負担金支出	18,194,150
5. 補助金等収入	3,042,000	5. 固定資産取得支出	1,400,000
6. 交付金収入	2,970,000	6. 基本財産積立支出	2,260,870
7. 寄付金収入	0	7. 特定資産積立支出	94,853,584
8. 業務受託料収入	12,873,300	8. 雑支出	225,458
9. 雑収入	6,976,307	9. 繰越金	125,713,154
10. 基本財産取崩収入	0	10. 予備費	0
11. 特定資産取崩収入	68,640,952		
12. 固定資産売却収入	19,280,000		
13. 繰越金	63,796,433		
収入合計	515,407,290	支出合計	515,407,290

○監査報告

令和4年度の羽生領島中領用排水路土地改良区の監査について、令和5年6月28日に運営状況及び事業報告書、収支決算書及び財産目録等について決算監査を行いました。監査結果については、監査報告書とおり、いずれも相違なく適正であったことを認めます。

総括監事 籠宮 博

令和5年3月31日現在（単位：円）

資産の部		負債の部	
1. 流動資産	155,520,283	1. 流動負債	28,765,593
現金及び預金	133,098,499	預り金	1,227,289
未収賦課金等	8,635,033	賞与引当金	6,626,882
その他未収金	13,784,826	適正化事業抛 outcomes 短期未払金	1,410,600
前払金	1,925	未払金	19,500,822
2. 固定資産	12,056,999,032	2. 固定負債	89,544,046
(1) 基本財産積立金	756,935,271	適正化事業抛 outcomes 長期未払金	1,806,600
基本財産積立金	335,485,271	職員退職給付引当金	87,406,166
基本財産有価証券	421,450,000	役員総代退任 功労金引当金	331,280
(2) 特定資産	11,027,602,835	負債合計	118,309,639
所有土地改良施設	8,106,121,530		
土地改良施設用地等	20		
職員退職給付引当 積立資産	64,074,790		
転用決済金積立資産	2,825,432,784	正味財産の部	
維持管理積立金資産	15,432,333	1. 指定正味財産	7,668,447,918
特定施設維持管理基金 積立資産	16,541,378	受取補助金(施設用)	338,760,115
(3) その他固定資産	272,460,926	所有土地改良施設 受贈益	7,313,146,425
土地	44,122,530	特定施設維持管理基金 積立資産	16,541,378
建物	194,861,635	(うち特定資産への充当額)	(7,668,447,918)
車両運搬具	1,846,919	2. 一般正味財産	4,425,761,758
器具備品等	4,482,419	(うち基本財産への充当額)	(756,935,271)
ソフトウェア	4,168,224	(うち特定資産への充当額)	(3,295,080,127)
長期未収賦課金等	23,765,873	正味財産合計	12,094,209,676
不納欠損引当金	△786,674		
3. 繰延資産	0		
資産合計	12,212,519,315	負債及び正味財産合計	12,212,519,315

令和6年度 収入支出予算

【一般会計】 (単位：千円)

収入			支出		
科目	予算額	予算に占める割合	科目	予算額	予算に占める割合
1. 土地改良事業収入	274,670	44.4%	1. 土地改良事業費支出	222,470	35.9%
2. 附帯事業収入	47,910	7.7%	2. 附帯事業費支出	10	0.0%
3. 基本財産運用収入	6,390	1.0%	3. 一般管理費支出	133,560	21.6%
4. 特定資産運用収入	2,260	0.4%	4. 土地改良事業負担金支出	28,950	4.7%
5. 補助金等収入	50	0.0%	5. 固定資産取得支出	40	0.0%
6. 交付金収入	10	0.0%	6. 出資金取得支出	130,000	21.0%
7. 寄付金収入	10	0.0%	7. 基本財産積立支出	3,790	0.6%
8. 業務受託料収入	13,390	2.2%	8. 特定資産積立支出	91,250	14.7%
9. 雑収入	7,330	1.2%	9. 雑支出	3,000	0.5%
10. 基本財産取崩収入	10	0.0%	10. 繰越金	0	0.0%
11. 特定資産取崩収入	219,910	35.5%	11. 予備費	5,900	1.0%
12. 固定資産売却収入	30	0.0%			
13. 繰越金	47,000	7.6%			
合計	618,970	100.0%	合計	618,970	100.0%

令和6年度 賦課金等について

1. 賦課金

令和6年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	田	4.30円
	畑	2.15円
羽生領 第2地区	田	2.15円
島中領地区	田・畑	5.00円

徴収期間 上半期 令和6年 7月1日～令和6年 7月31日
下半期 令和6年11月1日～令和6年12月 2日

3. 受益者負担金【島中領地区】

県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、
令和6年1月1日現在の土地所有者に発付されます。

1㎡あたり 1.18円(田・畑)

2. 陸田等用水使用料

令和6年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、
使用料を徴収します。

地 区	用 途	1㎡あたり
羽生領地区	管理水路から直接・ 間接的に取水するもの	2.15円

徴収期間 令和7年1月1日～令和7年1月31日

陸田等用水使用料に対する耕作状況は自己申告です
異動申告がない場合は、前年度の耕作面積の取扱いになります
耕作面積等の異動があったときは申告(陸田耕作異動申告書)
をお願いします。

1. 新たに陸田耕作を始めるとき
2. 耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき
(申告は令和6年9月30日迄に)

4. 地区除外決済金

農地を農地以外(宅地や雑種地等)に転用する場合は、農地転用等の
通知書及び地区除外申請書により申請が必要です。

また、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務
について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外
決済金の納付が義務付けられています。(市街化調整区域・市街化区域)

地区除外決済金は、組合員の皆様が納められている賦課金で用排水
水路の維持管理費を賄っているため、農地を転用され面積が減ると、残
された農地(組合員)が負担することになりますので、残された農地に対し
過重な負担にならないようにするためのものです。

**公共事業(道路または施設等)の用地として買収されたときも
地区除外決済金が発生します。**

事業主体(買収者)と十分な話し合いをされますようお願いいたします。

◎地区除外決済金は次のとおりです。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	田	236円
	畑	118円
羽生領 第2地区	田	118円
島中領地区	田・畑	111円

農地を改良等する時は手続きをお願いします

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき(※1)
3. 資材置場等に一時使用するとき

(※1) 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を
納付していただきます。【羽生領地区のみ】

5. 目的外排水負担金

令和6年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。
工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87円

放流先・使用者等の変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったときは変更の手続き
2. 公共下水道や農業集落排水に接続されたときは
取消の手続き

6. 施設使用料

令和6年4月1日現在の施設使用承認者に対して
発付されます。

占用している面積・延長等により算出されます。

**管理施設(水路敷等)の占用内容等に
変更があった時は手続きをお願いします**

1. 使用者が変更になったときは変更の手続き
2. 撤去されたときは取消の手続き

● 境界確認申請

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。

各種申請書様式はホームページよりダウンロードできます

令和5年度事業の実施状況

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

(国及び県の補助金を受けて行った事業)

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
中里揚水機場 補修工事	久喜市中里地内	揚水機一式	8,580,000円



2. 県営土地改良事業

(改良区がその一部を負担して行った県の事業)

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
石綿管 交換工事	久喜市小右衛門、 佐間地内	300m ほか一式	45,958,000円

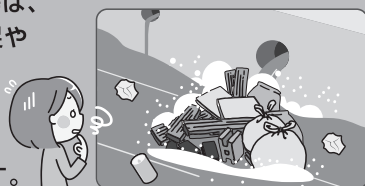


3. 維持管理事業

工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	導水渠 他	49件	13,334,900円
水路雑草藻刈工事	川俣排水路 他	124件	73,283,180円
水路修繕工事	沼尻落排水路 他	25件	15,567,659円
樋管堰枠工事	外野落堰 他	8件	6,301,900円
揚水機場等施設維持費	樋遣川揚水機場 他	29件	3,303,850円
計		235件	111,791,489円

水路にゴミを捨てないようご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、
通水の妨げとなり水不足や
溢水の原因となります。
このゴミ処理の費用は、
組合員から納付された
賦課金で賄われています。



- ・ 大切な用水のかけ流し等をなくし
有効利用しましょう
- ・ 水路近くで遊んでいる子供たちを見かけたら
一声かけて子供たちを水難事故から守りましょう
- ・ 水路のフェンスなど破損を見かけたら
土地改良区又は最寄りの警察署に連絡をください

令和6年度実施予定事業

1. 県営特定農業用管水路等特別対策事業(島中領地区)

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
高須賀揚水機場	久喜市小右衛門～ 幸手市外国府間地内	700m	農業用管水路更新工事

お 願 い

組合員の皆様へ

こんなときは届出が必要です

※土地改良法第43条により組合員資格得喪通知の提出が義務付けされております

1. 組合員が死亡され農地を相続したとき
2. 農地の売買、贈与、交換等により所有権移転があったとき
3. 農地の賃貸借又は解約をしたとき
4. 住所の変更が生じたとき
5. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

郵送でも手続きができます

ご連絡をいただきましたら様式を送付いたします
(ホームページからでも様式を取得できます)

賦課金等の納付について

コンビニエンスストアやスマートフォン決済
アプリでも納付ができます。

【金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア
およびスマートフォン決済アプリでは納付できません。】

賦課金の納付書は、
年額で10,000円以上の場合は2枚になります。
(上期と下期)
年額で10,000円未満の場合は1枚です。

● 納付場所の注意 ●

羽生市役所内、加須市役所内の銀行派出所での
納付につきましては、令和6年3月20日をもって
終了いたしましたので、その他の納付場所にて
納付をお願いいたします。

口座から振替も可能です
申込用紙が必要な方はご連絡ください。

＜口座振替のできる金融機関＞

- | | |
|----------------|------|
| 1. 埼玉りそな銀行 | 本・支店 |
| 2. りそな銀行 | 本・支店 |
| 3. 足利銀行 | 本・支店 |
| 4. 武蔵野銀行 | 本・支店 |
| 5. 東和銀行 | 本・支店 |
| 6. 埼玉縣信用金庫 | 本・支店 |
| 7. 川口信用金庫 | 本・支店 |
| 8. ほくさい農業協同組合 | 各支店 |
| 9. 埼玉みずほ農業協同組合 | 各支店 |
| 10. ゆうちょ銀行 | 各支店 |

※上記金融機関につきましても、口座振替の金融機関としてご利用
できなくなる場合がございます。
あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

◎納付者・振替口座等に変更が生じたときは、お届けいただいている
口座から引落しが出来ませんので、変更手続きをお願いします。

引落し先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。
納付証明書が必要な方は、ご連絡いただきましたら発行いたします。

お 知 ら せ

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- (1) 相続(遺言も含みます)によって不動産(土地、建物)を取得した相続人は、
その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
 - (2) 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、
遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。
- (1)と(2)のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。
なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となりますので、
不動産を相続したらお早めに登記の申請をしましょう。(詳しくは法務省のホームページ等をご覧ください)

手子堰改修に伴う農用地区域からの除外について

手子堰(加須市下樋遣川地内)の老朽化が進み、県営事業で改修工事を行い事業が完了致しました。
主な受益地は、加須市上三俣、多門寺、北小浜、北篠崎、下樋遣川、町屋新田、松永新田、生出、阿佐間となっております。
工事の受益地では、令和5年4月1日から8年経過するまで農地転用のための農用地区域からの除外は、
事業内容によってはできない場合がありますのでご注意ください。